

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 8 年度第 1 回 所沢市男女共同参画審議会
開 催 日 時	平成 2 8 年 7 月 8 日(金) 午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
開 催 場 所	市役所 3 階 全員協議会室
出席者の氏名	別紙のとおり
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議 題	<p>1 議事</p> <p>( 1 ) 平成 2 7 年度男女共同参画推進事業報告及び成果指標のまとめについて</p> <p>( 2 ) 平成 2 8 年度男女共同参画推進事業計画について</p> <p>( 3 ) 女性活躍推進法に基づく計画について</p> <p>( 4 ) その他</p>
会 議 資 料	<p>1 所沢市男女共同参画審議会平成 2 8 年度第 1 回会議次第</p> <p>2 - 1 平成 2 7 年度男女共同参画推進事業報告</p> <p>2 - 2 平成 2 7 年度成果指標のまとめ・第 3 次所沢市男女共同参画計画成果指標一覧</p> <p>3 平成 2 8 年度男女共同参画推進事業計画</p> <p>4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要</p> <p>5 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要</p> <p>6 女性活躍推進法に基づく地方公共団体の役割について</p> <p>追加資料：所沢市特定事業主行動計画 第 3 次改訂版</p>
担 当 部 課 名	<p>経営企画部企画総務課男女共同参画室</p> <p>電話 0 4 ( 2 9 2 1 ) 2 2 2 0</p> <p>&lt; 出席者 &gt;</p> <p>経営企画部 三上部長、経営企画部 粕谷次長、企画総務課 内野課長、男女共同参画室 牛窪室長、男女共同参画推進センターふらっと 飯塚主任</p>

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
開 会	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長あいさつ</li> <li>・ 会議成立の報告</li> <li>・ 委員の自己紹介（事務局の自己紹介）</li> <li>・ 資料の確認</li> <li>・ 会議の公開確認及び傍聴希望者の確認</li> <li>・ 会議録の作成について</li> </ul> <p>発言委員名を明記しない要約方式とし、会長が内容を承認したうえで確定し、公開することとなった。</p>
議事（ 1 ）及び議事（ 2 ）	
議長	<p>議題（ 1 ）平成 2 7 年度男女共同参画推進事業報告及び成果指標のまとめについて並びに議事（ 2 ）平成 2 8 年度男女共同参画推進事業計画は関連があるので、一括して事務局から説明願いたい。</p>
事務局	<p>資料 1 に基づき、平成 2 7 年度の事業報告として、7 月 24 日に男女共同参画推進本部を開催し、前年度事業報告及び今年度事業計画、成果指標などを報告したこと、7 月 30 日に平成 27 年度第 1 回男女共同参画審議会を開催し、委員委嘱及び事業報告、成果指標などを報告したこと、男女共同参画に係る苦情の申出はなかったこと、男女共同参画に関する職員研修として、平成 2 8 年 2 月 1 日に主査・主任・主事級の職員を対象に一般社団法人エープラスの吉祥眞佐緒氏を講師として「DV 被害者と DV 家庭で育った子どもの支援」というテーマで研修を実施したこと、男女共同参画情報誌「SUN」を年 2 回、各 5,000 部発行し、関係機関に配布したこと、ドメスティック・バイオレンスに関する庁内会議を 3 回開催したこと、埼玉県西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会を 6 回開催したことが報告された。</p> <p>次に男女共同参画推進センターふらっとにおける平成 27 年度の実施事業として、相談事業である電話相談が 511 件、カウンセリングが 188 件、法律相談が 40 件、何でもききます相談（性別による権利侵害等に関する相談）が 108 件、合計 847 件あったこと、男女共同参画週間記念事業として、</p>

6月27日・28日にふらっと祭りを開催したこと、男女共同参画のつどいとして、1月23日に所沢まちづくりセンター中央公民館ホールで、映画「レオニー」の上映と映画監督松井久子さんの講演会「自分らしい生き方を求めて」を開催したこと、また、新規事業として、デートDV防止講座を安松中学校・美原中学校の2校の中学3年生を対象に開催したこと、男性のための料理講座、再就職支援講座等を開催したことが報告された。

次に資料2に基づき「第3次所沢市男女共同参画計画 成果指標のまとめ」として、第3次所沢市男女共同参画計画では、6つの重点目標を掲げ、その重点目標の中に更に10個の基本施策を掲げており、基本施策ごとに成果指標を設定していること、その成果指標は、市民や市内事業所にアンケートを実施し、その年度に係る進捗状況を確認していることが説明された。さらに、平成27年度の成果指標として、資料2-2のとおり、18項目の指標のうち、既に目標値を達成している項目が6「性別による固定的な役割分担意識がない人の割合」であること、前年指標数値よりも指標数値が上回った項目が、平成26年度では8項目であったのが平成27年度においては15項目となり、全体の80%を超える項目で改善が見られたことが報告された。

引き続き、平成28年度の事業計画として、資料3に基づき、

- 1．男女共同参画推進本部の開催
  - 2．男女共同参画審議会の開催
  - 3．男女共同参画に係る苦情の申出の受付
  - 4．男女共同参画に関する職員研修の実施
  - 5．男女共同参画情報誌の発行
  - 6．第3次男女共同参画計画に掲げる成果指標把握のための調査実施
  - 7．男女共同参画推進センターふらっと事業  
相談事業の実施  
学習・研修事業の実施（ふらっと祭り、男女共同参画のつどい等）  
ふらっと相談事業啓発カードの作成  
自主活動・交流支援事業（ふらっと利用登録団体会議、ふらっとサポーター）
- 以上の事項が報告された。

議長	事務局の説明について、意見、質問等があれば出していきたい。
委員	昨年度、デートDV防止講座を中学校2校で開催したとのことだが、講師はどのような方か。
事務局	講師は、一般社団法人エープラスの吉祥眞佐緒さんです。 昨年度の本市の男女共同参画に関する職員研修で講師を務めたこと、県内の中学校・高校をはじめ、最近ではデートDV防止講座の講師として全国から依頼を受けている豊富な経験のある講師です。
議長	県でも数年前から、高校を含めてデートDV防止講座を開催している。所沢市では昨年度が初めてということで、今後取組みを継続してもらいたいと考えるが、他の委員の意見はどうか。
委員	今年度は3校予定としているということだが、デートDVという言葉一度でも聞いたことがあるのとなないのでは大きく意識が変わるのではないか。親子間では中々このような内容の会話はできないため、大変よい事業である。
議長	デートDVというのを認識していない子どもが意外と多い。 どのような行為がDVにあたるのか、『なぜ私と仲良しなのに他の子としゃべるの?』などの初歩的な考え方は大人になっても影響してくる。小学校の時から人権教室で教育の一環として学んでいるだろうが、その中でデートDVについてまで踏み込んで指導していくのは難しいので、ぜひこの講座を継続して実施してほしい。
委員	昨年度は2校で開催とのことだが、順番に他の地区の中学校でも開催の予定はあるのか。
事務局	市内の全中学校に事業実施について依頼していますが、学校の都合もあるので、学校と調整をしながら、順次、実施し、最終的に全校で実施したいと考えています。
委員	デートDVというのは、まず親が分かっていない。一般的に知名度が低い。この審議会には児童相談所の所長や福祉事務所の方がいるので、それぞれが連携を図って、学校側に講座を受講する必要性を知ってもらうとよい。市の男女共同参画担当だけでなく、他部署と協力して計画的に全校で開催してほしい。
事務局	講座の必要性に関しては、校長会を通じて広めていきたいと思えます。子どもたちは、デートDVの被害について親に

	<p>は中々話せないのが現状で、9割以上の被害者が友達に相談しているという話もあります。こういった場合、相談された友達もこれがDVと分かっていないと被害はなくなりません。束縛を『愛されている証拠だ』とか、『嫌われたくないから我慢すればいいんだ』とか思いこんでしまわないように、交際率が高くなる高校生になる前にデートDVに関する知識を習得して役立ててもらいたいと考えています。</p>
委員	<p>校長会があった際には、既に講座を開催した学校の校長からも具体的な内容や生徒に対しての効果を周知してもらいながら、情報共有をしつつ、全校で講座を開催できるように後押ししていきたい。</p>
事務局	<p>大変ありがたい提案なので、是非、お願いします。</p>
委員	<p>平成28年度事業計画にあるデートDV防止啓発冊子の作成について伺いたい。講座のテキストとして使用するということが、講座を実施しない学校への配布はあるのか。</p>
事務局	<p>講座を実施しない学校にも配布する予定です。しかしながら予算の関係もありますので、生徒一人ひとりに配布するのは難しい状況です。</p>
委員	<p>デートDVと言っても、それ自体がDVという自覚が加害者にも被害者にもないことが多い。こういうケースが該当するのだというのを、これから大人になる子どもたちに広く知ってもらいたい。子どもは両親の状況を見て学んでいる。DVが行われている家庭では、それが普通になってしまっている場合もある。このような子どもには、できるだけ子どもの時に気付かせてあげることが大切である。</p>
委員	<p>子どもたちの中で起きていることを、いかに子どもたち自身に自覚させられるかが大事である。男女交際の中で相手に嫌われたくないからと我慢している中高生は多い。そこで起きていることがデートDVにあたるということまで意識が高まらなければ、被害の実数として上がってこない。現在の被害件数は現実とかなりの乖離があるのではないか。このことは問題だ、人権侵害だと認識するレベルまで意識を引き上げないといけない。成果指標の指標1「DVが人権侵害であることを知っている人の割合」が昨年度に比べ0.5ポイント減ってしまったのは残念である。このことを重く受け止め、100%を目指して、今後さらに啓発を進めるべきである。</p>

議長	デートDV防止講座の取組みをさらに積極的に行っていくよう、委員一同お願いしたい。
委員	私には中学校3年生の息子がいるが、デートDVという言葉が初めて聞いた。まわりの母親も同様の意識なのではないか。職場にいる同年代の方たちからも、子どもたちに彼氏がいる、彼女がいるという話はよく聞くが、楽しい話として捉えている。そのような親もいるので、先程、予算の関係で難しいとお話しをされていたが、紙質は問わないので、全生徒に啓発冊子を配布できるよう尽力していただきたい。
事務局	全生徒への配布については、対処できるよう取り組んでまいります。
委員	自身の中高生の頃とは違い、子ども同士の繋がりがLINEなどの普及により密接になってきている。講座で意識が高まるのはよいことだが、その後の相談に繋げるにはどうするかが問題である。大人に相談することに敷居が高い印象があるため、DVとわかったらすぐ相談できるような環境が必要と感じる。
委員	講座ではどこに相談したらよいかという内容が含まれているか。
事務局	講座では、男女共同参画推進センターふらっとや埼玉県などが設置している相談窓口などに相談するよう伝えていきます。
委員	人が嫌がることをしないというのが基本である。中学生対象のデートDV防止講座と高校生・大学生を対象とする講座では内容が異なる。「デートDV」はアメリカから20年ほど前に日本にきた言葉だが、暴力もそうであるが、極論で言えば女の子が妊娠してしまうということが結果にある。日本では女性を求めることが男らしいと肯定されている現状があるため、そのような考えを打破して、中学校では「相手の嫌なことはやめる」ということを教えるべきである。
議長	DVは犯罪である、ということを前面に出して、小さい時からいけないことと認識させ、もし被害にあったら大人や専門機関に相談することを教えることが大切である。大人ももっと勉強するべきである。
議事(3)について	
議長	議事(3)女性活躍推進法に基づく計画について、事務局から説明願いたい。

事務局

資料4に基づき、以下のような説明があった。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」については、平成27年8月に成立し、概要としては、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが近年一層重要となっていることから、男女共同参画社会基本法の基本理念である男女の人権尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立など、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としていること、国・地方公共団体及び民間事業者が一体となって取組みを進めていくために、政府による基本方針の策定、地方公共団体による推進計画の策定、事業者による行動計画の策定、そして、国及び地方公共団体による支援措置等であり、事業者行動計画の策定など一部の規定を除き、平成28年4月1日施行、それ以外の規定については、公布日の平成27年9月4日に施行されたことが説明された。

次に資料5に基づき、政府の基本方針が平成27年9月25日に閣議決定され、第1部の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的事項」において、女性の職業生活における活躍の必要性や基本的な考え方を定めるとともに、第2部の「事業者が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項」において、事業者が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な事項を定め、第3部の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策」では、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項として、国及び地方公共団体による支援措置、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備、国及び地方公共団体の推進体制に関する事項が定められていることが説明された。

次に資料6に基づき、女性活躍推進法に基づく地方公共団体の役割として以下の5点について説明があった。

1点目として、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定について、法第6条第2項で、市町村は地域の実情に応じて、相談体制、家庭と職業生活を両立させるための支援などを含めた、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画を策定

することが努力義務とされたこと、また、策定にあたっては、国の基本方針と県の推進計画を勘案した上で、男女共同参画計画に包含するという形式で策定してよいとされた。

2点目として職業指導等について、法第18条第2項で、地方公共団体は、働いている、あるいは働こうとする女性やその家族などからの相談に応じ、関係機関の紹介、情報の提供、助言を行うよう努めることとなった。

3点目として協議会の設置について、法第23条で、女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、関係者からなる協議会を組織できることとしており、設置は任意とされた。

4点目として特定事業主行動計画の策定について、法第15条で、国や地方公共団体についても、特定事業主と規定していることから、一事業主として女性の活躍推進に向けた特定事業主行動計画を策定しなければならないこと、また、この特定事業主行動計画では、採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職における女性比率の把握・分析を行い、その結果を踏まえて計画期間、数値目標、取組み内容と実施時期を記載した行動計画を作成、職員に周知するとともに、公表することが規定された。この地方公共団体が策定する特定事業主行動計画は、地域企業の模範となる計画として作成することが期待されている。

なお、この行動計画の策定は、一般事業主にも規定があり、常時雇用する労働者が301人以上の事業主には一般事業主行動計画の策定義務が課せられ、300人以下の事業主には努力義務となったこと。

5点目として、女性の職業選択に資する情報の公表については、法第17条で、特定事業主は女性の職業選択に資する情報を公表することとなった。

ここで、委員にお諮りいたします。

来年度からは、第4次男女共同参画計画の策定に向け、実態把握のための事前調査の実施を見込んでおり、次期計画の策定に向けた動きをします。そこで、本市の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画、いわゆる市町村推進計画については、この次期男女共同参画計画と一体の計画として、包含するという形式で策定してよろしいか、伺うものです。



	<p>なお、第4次男女共同参画計画が策定されるまでの間は、第3次男女共同参画計画の中に市町村推進計画にあたる部分があるので、その推進に取り組むとともに、推進計画に盛り込むべき本市の実情を把握します。</p> <p>また、県内の女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況については、男女共同参画計画の策定時としている自治体が多数となっています。</p>
議長	事務局の説明について、意見、質問等があれば出していただきたい。
委員	包括的な説明であったのでわかりづらかった。国でやることはわかったが、所沢市が今後、第4次計画でやらなければならないことを我々は審議しなければならないので、そのあたりの内容をもう一度詳しく説明願いたい。
事務局	所沢市のやるべきこととしては、資料6にある、「1 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定について」です。これは、法第6条第2項に「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする」とあり、努力義務とされています。この市町村推進計画については各自治体においても策定する方向であると聞いております。市町村推進計画を策定するにあたり、独立して策定する方法もありますが、本市は第3次男女共同参画計画が平成30年度をもって終了するため、次期4次計画の策定の際に推進計画を盛り込む形式で策定してよいかということです。
委員	次期参画計画の中に盛り込むかどうかの許可を審議会が出さなければならないのか。また、今許可を出さなければ策定ができないということか。
事務局	現在の参画計画の中にも女性活躍推進法に謳っている同様の内容はある程度盛り込まれています。参画計画書の8ページにある、基本施策3、5、6、7がそれに該当します。しかしながら、市町村推進計画として策定する際には、これらの項目に加え、職場の男女均等な待遇の確保、女性の雇用の場の拡大、取組みを積極的に行う企業の認定、女性の再就職支援などの項目を勘案しながら作っていかなければならないとされています。これらを第4次参画計画に含めて策定してよいかを問うものです。

委員	資料を読むと、協議会を組織する、ダイバーシティの確保に対応、さらに資料6では事務の一部を委託すると記載してあるが、そこも含めて審議会で承諾するということが。職業指導等の分野については基準に適合したものに委託するとあるが、戦後、職業の紹介はハローワークで行うと決めてきた歴史があるはずだが、この資料の内容だとそれを崩すことにならないか。こういった内容に承諾をするかどうかということであれば、詳細な資料がないため承諾しかねる。
事務局	今回は最初の段階として、第4次参画計画に推進計画を合わせて策定してよろしいかのみを伺うものです。実際に推進計画を策定する際には、本市の実態の把握などを行わなければなりませんし、今後そういった詳細な部分は、改めて本審議会で諮りながら進めたいと考えています。
議長	第3次所沢市男女共同参画計画はもとより、第1次参画計画の頃から審議会で審議して作り上げてきた経緯があるので、ここで、女性活躍推進法が施行されたことによって、第4次参画計画の中に法律を加味しながら検討していくことでよろしいか、委員に伺いたい。
委員	個人的には、業者に委託ということに関しては保留させてほしい。
事務局	現時点では、委託するかどうかは考えていませんので、諮っている内容には含まれていません。
委員	現在、労働者が301人以上の事業主は何社あるか。また、特定事業主と一般事業主はどう違うのか。
事務局	特定事業主とは地方公共団体のことであり、一般事業主とは一般企業のことです。市内で行動計画を策定した労働者が301人以上の一般事業主は25社です。
委員	資料として配られた所沢市特定事業主行動計画の説明がなかったもので、わかりづらい。所沢市内の企業は、すべて特定事業主であると勘違いしてしまった。
事務局	所沢市特定事業主行動計画については、議事(4)その他で説明する予定です。地方公共団体は、特定事業主として、一般の企業の模範のなるように努めることとされており、所沢市が一事業所として策定した行動計画が本日公布した「所沢市特定事業主行動計画」です。

議長	ただ今の女性活躍推進法に基づく計画について、詳細は今後、何度か検討を重ねていく必要があるが、第4次参画計画の中に大筋入れて策定することで委員は賛同いただけるか。
委員からの意義なし	
議長	ありがとうございました。
議事(4)その他について	
議長	議事(4)その他について事務局から説明願いたい。
事務局	<p>その他につきましては、先程の所沢市特定事業主行動計画について説明をします。</p> <p>9ページ中段「3.女性職員の活躍推進に関する取り組み」以降が女性活躍推進法に基づく行動計画として新たに加わった部分になりますが、女性の職業生活における活躍の推進のために活躍の場の提供主体である特定事業主に対して行動計画の策定が義務づけられました。本市の特定事業主行動計画の策定については、女性活躍に関する状況として7項目の状況把握、課題分析を行いました。分析を行った結果、本市の女性活躍における課題は 管理的地位にある職員における女性職員の割合 子が産まれた男性職員における育児休業取得率の2項目だったので、その項目を数値目標項目に設定したものです。</p> <p>この項目を、次世代育成支援対策推進法に基づき策定し、現在運用している「所沢市特定事業主行動計画 第3次」に追加し、「所沢市特定事業主行動計画 第3次改訂版」として策定しました。こちらの計画期間につきましては、平成28年4月1日から平成32年3月31日の4年間となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局の説明について、意見、質問等があれば出していただきたい。
委員	行動計画の中で、7項目のうち3つの項目について男女で大きな差が出ていると指摘している。参画計画では各項目をクォーター制で進めていくこととしているが、行動計画では、これらの項目について、どのようにして改善していくかの明示がないように思えるがどうか。
事務局	他市の中には、例えば30%といった目標を掲げているところもありますが、所沢市としては、平成31年度を達成年度

	<p>として男女の構成比率に見合った割合を目標値としているものです。</p>
委員	<p>具体策がないということか。</p>
委員	<p>ここは男女共同参画審議会であり、男女共同参画を推進する者として集まっているのであるから、市が男女の差が大きすぎると自ら分析した結果を、今後どうしていくのかを知りたい。</p>
事務局	<p>本市の原因としては管理職試験における女性職員の受験希望者数が少ないなどが考えられています。</p>
委員	<p>それは世間一般で以前から言われてきた理屈であり、それを打開していかなければ男女共同参画は実現しないのではないか。</p>
委員	<p>冊子10ページにある(2) ~ のような取組みを1つ1つきちんと積み重ねていくこと、女性が生き生きと働いている姿を女性の若手職員にみせるなどの機会を積極的に作っていくなどの地道な努力が必要である。数字だけを見るのではなく、中身が伴ってこそその達成目標であると考えます。</p>
委員	<p>なぜ今、女性の登用の必要性が叫ばれているか、それは女性の登用をしていない企業は成長していかないからである。内閣府の見える化サイトというのがあるが、女性の登用を促進している企業は株が売れ、成長していつているのがわかる。そして、成長力のある企業にはいい人材が入ってくる。</p> <p>所沢市の未来を考えると、男性が何かをしてあげるのではなく、何がやれるのかという視点で施策を考えないと、若い人は市民にならない。そうすると税金も入ってこない。是非、具体的な方法を考えていってほしい。国が女性の登用を推進しているのは経済的メリットがあるからである。LGBTについても同様で、人権問題のみならず経済問題でもある。</p>
議長	<p>行政が手本をみせなければいけないということがよくわかった。資料5に非正規雇用の処遇改善推進施策というのがあるが、昔は派遣という働き方がない時代であり、皆が輝こうと思えば輝ける職業を選択することができた。現在の派遣という働き方では、輝く機会を中々もらえない。たとえ優秀な人であっても、賃金があがらず、正規雇用との格差が非常に大きい。この点で何か所沢市として、手助けができないか意見として言わせていただきたい。</p>

委員	所沢市は採用時に、男女が同じ点数であったら、どちらを採用するという事はしているのか。
事務局	人事のことなので、わかりかねます。
委員	男女共同参画の方法としては、なるべく女性を採用するというのは一般的に唱えられていることであり、ポジティブアクションの一環である。男女の正規雇用の割合は大きく差があり、これを解決しようとするのが女性活躍推進法の柱であると考えている。
議長	<p>それでは、本日の議事はすべて終了しました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。以上で議長の職から降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>次回の日程は確定していませんので、後日改めて通知させていただきます。以上をもちまして、平成28年度第1回所沢市男女共同参画計画審議会を閉会とします。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。</p>

# 所沢市男女共同参画審議会

平成28年7月8日開催

NO	氏名	選出根拠	備考	出欠
1	新井 怜子	条例第29条第1号委員 (学識経験者)	女性問題研究家	①出・欠
2	加賀谷 尚子	〃	前埼玉県人権擁護委員連合会男 女共同参画社会推進委員長	①出・欠
3	野田 幸雄	〃	ヒューマンライツアドバイザー (元日本経済新聞社顧問)	①出・欠
4	村上 公子	〃	早稲田大学教授	出①欠
5	石川 裕子	条例第29条第2号委員 (関係団体)		①出・欠
6	草村 久美子 (代理出席)	〃	北中小学校長	①出・欠
7	町田 美佐江	〃		①出・欠
8	三原 由紀子	〃		①出・欠
9	木下 登美子	〃		出①欠
10	平川 聖一	〃		①出・欠
11	松原 博	条例第29条第3号委員 (関係行政機関)		①出・欠
12	広瀬 正幸	〃		①出・欠
13	小野 裕子	条例第29条第4号委員	公募	出①欠
14	黒澤 勇気	〃	公募	①出・欠
15	津田 朋子	〃	公募	出①欠